

労働者数が 100 人以下の事業主の皆さま、
まもなく改正育児・介護休業法が全面施行されます！

改正育児・介護休業法説明会のご案内

急速な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うための環境を整備するため、育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日より一部施行されました。

本年7月1日よりこれまでの適用が猶予されていた以下の措置が労働者数100人以下の企業にも適用となり、下記の措置について就業規則及び労使協定の改定が必要となります。

～改正育児・介護休業法（猶予措置分）のポイント～

- 1 子が3歳までの短時間勤務制度（所定労働時間を6時間）の義務化
- 2 子が3歳までの所定外労働の免除の義務化
- 3 介護休暇制度の新設（対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）

●労働者数 101 人以上の事業主の皆さま、改正法に沿った就業規則及び労使協定の整備はお済みですか？●

本説明会はこれから規定を整備される労働者数100人以下の企業を対象として開催いたしますが、全体的な改正内容や就業規則の整備についても説明いたしますので、労働者数101人以上の企業の方もご参加いただけます。

日時	平成24年 5月16日（水） 13:30～15:30	
会場	ワークヒル土浦 (土浦市木田余東台4-1-1) 電話：029-826-2622	
定員	80名	
内容	1. 「改正育児・介護休業法の概要について」 2. 「規定整備について」 3. 個別相談	

【申込先】 茨城労働局雇用均等室（〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城総合労働庁舎6階）

TEL 029-224-6288 **FAX 029-224-6265**

※下記申込書により、茨城労働局雇用均等室までFAX又は郵便でお申込みください。

参加費は**無料**です。なお、定員になり次第、締め切らせていただきます。

「改正育児・介護休業法説明会」参加申込書

事業所等の名称	
所在地	(TEL)
労働者数	
参加者所属・氏名	